平成２３年（フ）第６３４２号
大阪市港区八幡屋３丁目２番10号　コーポメロディ301号、前住所大阪市東淀川区豊新１丁目２番９号
債務者　木村　藤子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８５１号
大阪市天王寺区上之宮町４番40―613号
債務者　山本　哲也
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９４４号
大阪府大東市氷野３丁目３番17号　アスカハイツ205号
債務者　角谷　叅子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０８０号
大阪府東大阪市高井田元町１丁目14番２号
債務者　野口　勇二
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０８４号
大阪市住吉区清水丘１丁目25番17号
債務者　大村　裕信
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１０８号
大阪府高槻市奈佐原４丁目21番４―506号
債務者　友藤　哲也
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１２８号
大阪市東淀川区小松４丁目17番１―310号、前住所大阪市東淀川区小松３丁目20番43―305号
債務者　永井　匠
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１４８号
大阪市住之江区北島３丁目14番５号　レオパレスＯＫＡＮＯ　304号
債務者　吉田昭太郎
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３５１号
大阪府枚方市田口山１丁目35番12―308号、前住所大阪府枚方市田口山３丁目38番27号
債務者　**茸**場　浩
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３５２号
大阪府枚方市田口山１丁目35番12―308号、前住所大阪府枚方市田口山３丁目38番27号
債務者　**茸**場　薫
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４２６号
大阪市此花区高見１丁目７番16―1709号
債務者　山科　徳久
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４８４号
大阪府寝屋川市豊里町１番７―903号
債務者　荒木　智子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５１１号
大阪府東大阪市俊徳町２丁目６番８号　Ｙｏｕハイム俊徳315号
債務者　山﨑　竜二
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５５０号
大阪府八尾市東山本町６丁目９番35―401号
債務者　山本　　豊（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５６３号
大阪市住之江区御崎３丁目１番11号　コーポカンザ403号
債務者　野島　直子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５６７号
大阪市平野区平野市町２丁目６番14号　ドリーム平野Ｄ32
債務者　大坂　健司
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５７２号
大阪市東成区大今里南１丁目12番４―402号
債務者　森本　徳幸
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部